

平成30年4月から入院中の食事代の負担額が引き上げられます

入院時の食事代について、1食あたりの標準負担額(自己負担額)が平成30年4月から以下のように引き上げられます。

ただし、住民税非課税世帯の方や難病患者の方等の負担額は据え置きとなります。

【1食あたりの標準負担額(自己負担額)】

区分		平成30年 3月31日まで	平成30年 4月1日から
A	一般の方(B・Cに該当しない方)	360 円	460 円
B	市町村民税非課税等の 組合員とその被扶養者の方 (Cに該当する方を除く)	過去 12 ヶ月の入院 日数が 90 日以下	据え置き
		過去 12 ヶ月の入院 日数が 90 日超	
C	Bのうち、所得が一定基準に満たない方	100 円	

※ B、Cに該当する場合は、「限度額適用・標準負担額減額認定証」の交付を共済組合に申請し、認定証を医療機関等の窓口で提出する必要があります。